

国立大学法人鹿屋体育大学リスクマネジメントポリシー

平成19年3月1日
学 長 裁 定

本学はリスクマネジメントを大学経営の重要課題と位置付け、責任ある体制を構築し、下記に基づき、各種取り組みを実施します。

1. 基本的な考え方

大学においては、台風や地震等の自然災害、火災や盗難等の事故をはじめ、組織体制・規則等の不備や役員、教職員及び学生等の倫理感の欠如又は不注意による不祥事、その他の事件・事故等、将来起こり得る様々なリスクが想定されます。

ひとたび、こうしたリスクが発生すれば、教職員、学生及び関係者の人命や財産、そして大学への信頼が大きく損なわれることとなります。

そのため、大学として、想定されるリスクの抽出、分析、評価を行い、その発生を回避するための事前の予防策及び防止体制、不幸にも発生した場合に、損失、被害を最小限に食い止めるための迅速かつ適切な連絡・対応体制、大学及びその関係者が被った損失を回復させるための措置等について日頃から準備し、それぞれのリスクに対し適切に対応する必要があります。

2. 行動指針

- (1) 社会に対する大学としての社会的責任を果たすとともに、大学の社会的価値を高める。
- (2) 大学を構成する者の安全と健康を守り、組織の経営資源の確保を図る。
- (3) 関係者の安全、健康及び利益を損なわない。
- (4) 被害が生じた場合は、速やかな回復を図る。
- (5) リスクが発生した場合には、大学を構成する者として責任ある行動をとる。
- (6) リスクに関する社会的要請（法令、社会的価値観・倫理観の変化等）を大学のリスクマネジメントに反映させる。

3. 基本的な対処方法

- (1) リスクは時間、場所、対象を問わず発生することを念頭に、日頃からあらゆるリスクを想定しておくこと。
- (2) リスクに対する予防策及び防止体制、発生時の連絡・対応体制及びマニュアル等を日頃から整備しておくこと。
- (3) 第一義的にはリスクの予防に力を注ぐこと。
- (4) 万が一リスクが発生した場合は、次のとおり迅速かつ的確に対処すること。
 - ① 現場対応を基本に、被害者の救助、保護を最優先するとともに、被害の状況を確認し、その拡大を防止するために必要な措置を講じること。
 - ② 教育研究組織等の長及びこれに準ずる者は、被害の状況を適切に把握し、迅速に対処するとともに、学長をはじめ関係者・組織等（学外の機関等も含む）に速やかに連絡すること。
 - ③ 特に重大な事態であると思料される場合、学長を中心とした指揮命令の下、迅速に対処すること。
 - ④ 広報窓口を一本化し、学内外へ向けて正確な情報を迅速に発信すること。
 - ⑤ 大学及びその関係者等が被った損失を速やかに回復すること。
- (5) 発生したリスクについては、原因を分析し、必要に応じて予防策及び防止体制、発生時の連絡・対応体制及びマニュアル等の見直しを行うこと。

附 則

このポリシーは、平成19年3月1日から施行する。